

○青山学院大学 FD 推進委員会運営細則

(2008 年 10 月 6 日学部長会承認)

改正 2009 年 3 月 2 日 2012 年 2 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、青山学院大学 FD 規則第 2 条第 4 項の規定に基づき、FD 推進委員会(以下「委員会」という。)について、構成、審議事項等、その運営に必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長(学務及び学生担当)
- (2) 専任教員の中から学長が指名する者 若干名
- (3) 事務職員の中から学長が指名する者 若干名

2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員会が特に必要と認めるときは、委員以外の者に列席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に、委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に規定する副学長をこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

(副委員長)

第 4 条 委員会に、副委員長 1 名を置く。

2 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、委員長の職務を代行する。

4 副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(招集、開催及び定足数)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の定足数は、構成員の過半数とする。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) FD 活動の啓発に関する事項
- (2) FD 活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (3) 学長の諮問する事項
- (4) その他 FD 活動全般に関する事項

(審議結果)

第 7 条 委員長は、前条の審議結果を学長に報告するものとする。

(学生FDスタッフ)

第8条 必要な場合には、委員会の下に学生FDスタッフ(以下「スタッフ」という。)を置くことができる。

2 スタッフは、委員会の委員の指示により、FD活動に係る業務に当たる。

3 スタッフは、学部又は大学院研究科に在籍する学生で、FD活動への参加を希望する者の中から、委員会が任命する。

(事務の所管)

第9条 委員会に関する事務は、学務部教務課が行う。

(改廃手続)

第10条 この細則の改廃は、委員会及び学部長会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この要綱は、2008年10月7日から施行する。

附 則(2009年3月2日)

この細則は、2009年3月27日から施行する。

附 則(2012年2月27日)

この細則は、2012年4月1日から施行する。